

柴島浄水場下系配水池排水ポンプ故障に伴う仮設ポンプ設置（急施）について

1 急施工事物件

「柴島浄水場下系配水池排水ポンプ故障に伴う仮設ポンプ設置工事」

急施工事等の範囲及び契約事務取扱要領（最近改訂 平成 23 年 3 月 30 日）

第1項 第1号に基づき実施する。

・鉄管破裂、漏水事故その他給水の確保のため必要とするもの。

(1) 設備概要

下系配水池排水ポンプは柴島浄水場下系配水池（1～4号、11号）の池清掃時の配水池排水、洗浄排水及び引水排水作業による排水を工水沈砂池に放流するための設備である。

(2) 状況

柴島浄水場（維持）では、配水池11号流入堰改築工事を実施するため、配水池を休止し、配水池排水ポンプを使用して排水作業が完了した後、工事着手していた。排水作業完了時、配水池流出側躯体のクラックから池内漏水があったため、配水池排水ポンプを利用し継続的に排水しながら施工していたが、配水池排水ポンプの故障が発生したことで漏水を排水できなくなり、現在、工事は中断している。しかし、池内漏水は続いていることから、配水池水位が上昇し、運用水位に近い状況となっている。

配水池排水ポンプの復旧作業には、配水池11号と連動している排水ポンプ吸水井の水位を下げる必要があるため、工事作業中であった配水池11号の内部には資材等が残されたままとなっているため、配水池の水位も低く保ち続ける必要があるため、予期せぬ地震等によるクラック拡大に伴う漏水の増大も懸念される。

以上のことから、配水池内の滞留水を継続的に排水するために配水池排水ポンプの代替えとなる仮設ポンプ（浄水場内循環処理）の設置を早急に実施し、配水池排水ポンプの復旧を行わなければならない

2 案件名

「柴島浄水場下系配水池排水ポンプ故障に伴う仮設ポンプ設置工事」（急施）

3 契約の相手方

株式会社 西島製作所

4 随意契約理由（業者選定理由）

本工事は、柴島浄水場下系配水池排水ポンプの故障に伴い、仮設ポンプを設置するものである。

現在、柴島浄水場下系配水池 11 号流入堰改築工事を施工中であり、池内漏水のため当該排水ポンプを継続的に運転しながら施工していたが、故障の発生により池内漏水の排水が不可となったため、工事を中断している。しかし、池内漏水は続いていることから、配水池の水位は上昇している状況であり、配水池の運用水位に達した場合、お客さまへの安全・安定給水に支障をきたすため、早急に排水を行う必要がある。

仮設ポンプの設置に必要な資機材を緊急手配できると想定される柴島浄水場内で現在、工事等施工中である受注者 3 社に見積依頼したところ、最も安価であり、かつ、既設配水池排水ポンプの製作者であることから現場状況も熟知しており、最も迅速に対応することが可能である上記業者と随意契約を締結する。

5 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号

6 水道局 工務部 施設保全センター

随意契約理由書

1 案件名称

工業用水道 淀川南部幹線（長柄橋添架管）800mm配水管漏水修繕工事

2 契約の相手方

株式会社 岩城

3 随意契約理由

本工事は、淀川南部幹線（長柄橋添架管）800mm配水管で発生している漏水に対し、修繕を行うものです。

当該配水管は、市域北部（一部を除く）区域の配水及び桜宮配水場、城東浄水場（以下「当該区域等」という。）への送水を行っている送配水管であり、通常であれば、当該管路を断水しても、他の配水ルートにより、当該区域等への送配水については可能です。

しかし、他の配水ルートの1つが、現在、漏水修繕工事に伴い長期断水中であることから、当該管路を断水すると、当該区域等への送配水ができなくなるため、断水は不可能です。

また、漏水箇所は河川敷の上部であり、市民の通行の妨げとなることから、河川管理者より早急に修繕を行うよう指示を受けています。

よって、緊急修繕に必要な資機材を常備していると想定される施工実績のある3者に対応が可能であるか問い合わせたところ、2社が対応可能であり、1社は即対応が可能であったが、もう1社は5月下旬以降であれば対応が可能とのことでした。

以上のことから、上記業者が本工事を早急に実施できる唯一の業者であるため、随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）